

令和5年 第15回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目

次

- 議案 第26号 川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第27号 川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第28号 令和5年度一般会計補正予算について

議案第 26 号

川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和5年8月16日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

川西市立東谷幼稚園区の取扱いを見直すにあたり、規則を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則

川西市立幼稚園規則（昭和43年川西市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「井戸ヶ上」の次に「並びに東畦野（長尾を除く。）西畦野、山原、山下、笹部、一庫、国崎、黒川、横路、美山台1丁目から3丁目まで、丸山台1丁目から3丁目まで、見野1丁目から3丁目まで、東畦野1丁目から6丁目まで、東畦野山手1丁目及び2丁目、西畦野1丁目及び2丁目、山原1丁目及び2丁目、緑が丘1丁目及び2丁目、山下町、笹部1丁目から3丁目まで、下財町並びに一庫1丁目から3丁目まで」を加える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>(幼稚園の園区)</p> <p>第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上の区域については、別表に定める幼稚園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。</p>	<p>(幼稚園の園区)</p> <p>第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上並びに東畦野（長尾を除く。）、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、国崎、黒川、横路、美山台1丁目から3丁目まで、丸山台1丁目から3丁目まで、見野1丁目から3丁目まで、東畦野1丁目から6丁目まで、東畦野山手1丁目及び2丁目、西畦野1丁目及び2丁目、山原1丁目及び2丁目、緑が丘1丁目及び2丁目、山下町、笹部1丁目から3丁目まで、下財町並びに一庫1丁目から3丁目までの区域については、別表に定める幼稚園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。</p>

議案第 27 号

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和5年8月16日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

川西市立加茂こども園及び川西市立川西こども園の定員並びに東谷幼稚園区の取扱いを見直すにあたり、規則を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市規則第 号

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則

川西市立幼保連携型認定こども園規則（平成29年川西市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

川西市立	3歳児	50人	3歳児	11人	0歳児	6人	3歳児3クラス
加茂こども園	4歳児	60人	4歳児	11人	1歳児	10人	4歳児3クラス
	5歳児	60人	5歳児	11人	2歳児	11人	5歳児3クラス
川西市立	3歳児	20人	3歳児	11人	0歳児	6人	3歳児2クラス
川西こども園	4歳児	25人	4歳児	11人	1歳児	10人	4歳児2クラス
	5歳児	25人	5歳児	11人	2歳児	11人	5歳児2クラス

」

を

「

川西市立	3歳児	45人	3歳児	16人	0歳児	6人	3歳児3クラス
加茂こども園	4歳児	55人	4歳児	16人	1歳児	10人	4歳児3クラス
	5歳児	55人	5歳児	16人	2歳児	11人	5歳児3クラス
川西市立	3歳児	15人	3歳児	16人	0歳児	6人	3歳児2クラス
川西こども園	4歳児	20人	4歳児	16人	1歳児	10人	4歳児2クラス
	5歳児	20人	5歳児	16人	2歳児	11人	5歳児2クラス

」

に改める。

第12条第2項中「井戸ヶ上」の次に「並びに東畦野（長尾を除く。）、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、国崎、黒川、横路、美山台1丁目から3丁目まで、丸山台1丁目から3丁目まで、見野1丁目から3丁目まで、東畦野1丁目から6丁目まで、東畦野山手1丁目及び2丁目、西畦野1丁目及び2丁目、山原1丁目及び2丁目、緑が丘1丁目及び2丁目、山下町、笹部1丁目から3丁目まで、下財町並びに一庫1丁目から3丁目まで」を加

える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号資料
川西市立幼保連携型認定こども園規則新旧対照表

現行								改正後（案）							
<p>(定員及び学級数)</p> <p>第3条 認定こども園の園児の定員及び学級数の上限は、次の表のとおりとする。</p>								<p>(定員及び学級数)</p> <p>第3条 認定こども園の園児の定員及び学級数の上限は、次の表のとおりとする。</p>							
認定こども園名	定員						学級数の上限	認定こども園名	定員						学級数の上限
	1号認定園児		2号認定園児		3号認定園児				1号認定園児		2号認定園児		3号認定園児		
(略)								(略)							
川西市立加茂こども園	3歳児	50人	3歳児	11人	0歳児	6人	3歳児3クラス	川西市立加茂こども園	3歳児	<u>45</u> 人	3歳児	<u>16</u> 人	0歳児	6人	3歳児3クラス
	4歳児	60人	4歳児	11人	1歳児	10人	4歳児3クラス		4歳児	<u>55</u> 人	4歳児	<u>16</u> 人	1歳児	10人	4歳児3クラス
	5歳児	60人	5歳児	11人	2歳児	11人	5歳児3クラス		5歳児	<u>55</u> 人	5歳児	<u>16</u> 人	2歳児	11人	5歳児3クラス
川西市立川西こども園	3歳児	20人	3歳児	11人	0歳児	6人	3歳児2クラス	川西市立川西こども園	3歳児	<u>15</u> 人	3歳児	<u>16</u> 人	0歳児	6人	3歳児2クラス
	4歳児	25人	4歳児	11人	1歳児	10人	4歳児2クラス		4歳児	<u>20</u> 人	4歳児	<u>16</u> 人	1歳児	10人	4歳児2クラス
	5歳児	25人	5歳児	11人	2歳児	11人	5歳児2クラス		5歳児	<u>20</u> 人	5歳児	<u>16</u> 人	2歳児	11人	5歳児2クラス
(略)								(略)							
<p>(認定こども園の園区)</p> <p>第12条 認定こども園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上の区域については、別表に定める認定こども園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。</p>								<p>(認定こども園の園区)</p> <p>第12条 認定こども園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上並びに<u>東畦野（長尾を除く。）</u>、<u>西畦野</u>、<u>山原</u>、<u>山下</u>、<u>笹部</u>、<u>一庫</u>、<u>国崎</u>、<u>黒川</u>、<u>横路</u>、<u>美山台1丁目から3丁目まで</u>、<u>丸山台1丁目から3丁目まで</u>、<u>見野1丁目から3丁目まで</u>、<u>東畦野1丁目から6丁目まで</u>、<u>東畦野山</u></p>							

手1丁目及び2丁目、西畦野1丁目及び2丁目、山原1丁目及び2丁目、緑が丘1丁目及び2丁目、山下町、笹部1丁目から3丁目まで、下財町並びに一庫1丁目から3丁目までの区域については、別表に定める認定こども園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。

議案第 28 号

令和5年度川西市一般会計補正予算について

令和5年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1項の規定により議決を求める。

令和5年8月16日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

令和5年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるため本案を提出する。

【歳入】

(款) 16 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

(単位：千円)

目	節	説明	
09教育費国庫補助金	09施設費補助金	03学校施設環境改善交付金 (施設マネジメント課)	19,807追加

(款) 17 県支出金

(項) 02 県補助金

(単位：千円)

目	節	説明	
02 民生費県補助金	03児童福祉費補助金	71保育施設等への一時支援金事業費補助金 (入園所相談課)	12,294追加

【歳出】

(款) 03民生費

(項) 03児童福祉費

(目) 03保育所費

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
05認可外保育施設等支援事業 (入園所相談課)	2,178追加	18負担金、補助及び交付金	2,178追加	国県支出金	2,178追加
07市立認定こども園運営事業 (教育総務課)	1,419追加	14工事請負費	1,419追加	一般財源	1,419追加
16幼児教育・保育施設運営支援事業 (入園所相談課)	9,162追加	18負担金、補助及び交付金	9,162追加	国県支出金	9,162追加

(款) 03 民生費

(項) 03 児童福祉費

(目) 05 留守家庭児童育成クラブ費

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
02留守家庭児童育成クラブ事業 (入園所相談課)	954追加	18負担金、補助及び交付金	954追加	国県支出金	954追加

(款) 10 教育費

(項) 02 小学校費

(目) 01 学校運営費

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
02小学校運営事業 (教育総務課)	19,294追加	14工事請負費	19,294追加	一般財源	1,054追加
				国県支出金	9,740追加
				地方債	8,500追加

(款) 10 教育費

(項) 03 中学校費

(目) 01 学校運営費

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
02中学校運営事業 (教育総務課)	14,144追加	14工事請負費	14,144追加	一般財源	843追加
				国県支出金	6,401追加
				地方債	6,900追加

(款) 10 教育費

(項) 04 幼稚園費

(目) 01 幼稚園運営費

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
02市立幼稚園運営事業 (教育総務課)	3,553追加	14工事請負費	3,553追加	一般財源	259追加
				国県支出金	1,794追加
				地方債	1,500追加

(款) 10 教育費

(項) 05 特別支援学校費

(目) 01 学校運営費

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
02特別支援学校運営事業 (教育総務課)	5,093追加	14工事請負費	5,093追加	一般財源	421追加
				国県支出金	1,872追加
				地方債	2,800追加